

静岡県立大学附属図書館相互利用細則

平成19年4月1日 細則第20号

(趣旨)

第1条 この細則は、静岡県立大学附属図書館利用規程第13条に基づき、他大学図書館等と、相互利用するに際しての必要な事項を定めるものとする。

(他大学図書館等の利用)

第2条 本学の教職員及び学生で、他大学図書館等を利用しようとする者は、当該図書館の定める手続きを経るものとする。

2 前項の利用については、当該図書館の定めるところにより許可された範囲内とする。

3 他大学図書館等が所蔵する資料の複写又は借受を希望するときは、所定の手続きにより当該図書館へ依頼することができる。

4 前項に必要とする経費は、すべて申込者が負担するものとする。

(他大学図書館等からの利用)

第3条 図書館長は、他大学の教職員及び学生が、本人であることを証する証明書等を提示し所定の申込書を提出して図書館利用を申し出たときは、学内に支障のない限り、館内閲覧、文献複写及び参考調査利用を許可することができる。

2 他大学図書館から、本学所蔵の資料の複写、貸出しの依頼があったときは、学内の利用に支障のない範囲でこれに応じることができる。

3 前項に要する経費は、すべて申込者が負担するものとする。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。